

議案第88号

幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

幕別町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の全部又は一部を」を「、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。